

港区子どもの意見表明支援等業務委託
事業候補者募集要項

令和7年12月

港区 子ども家庭支援部子ども政策課

1 目的

本事業では、子どもの意見等の適切な聴き取り、虐待通告時における港区と連携した調査体制の整備、アドボカシーへの理解や虐待発生時の適切な対応についての港区職員や施設職員への研修の実施など、高い専門性と豊富な経験が求められます。委託項目に対応できる専門知識と技量を有する事業者を選考するため、公募型プロポーザル方式を採用します。

2 業務概要

(1) 件名

港区子どもの意見表明支援等業務委託

(2) 業務内容

※詳細は【別紙1】仕様書を参照してください。

ア 子どもアドボカシー

(ア) 対象者

- ①港区児童相談所で一時保護している子ども
- ②港区児童相談所が児童養護施設等に措置している子ども
- ③港区児童相談所が里親等に委託している子ども

(イ) 対象者への聴き取り

アドボケイトが対象者から、一時保護に関する意見、措置に関する意見、現在の生活等について、対象者が語るままの意見を聴き取ります。

(ウ) 対象者の意見の代弁

アドボケイトが聴き取った意見を適切に関係機関に届けます。

(エ) 月例報告会議

本事業の実施状況に関する記録を作成し、月1回の月例報告会議において報告を行います。

イ 被措置児童等虐待調査

(ア) 対象者

- ①港区児童相談所で一時保護している子ども、保護者及び施設職員等の関係者
- ②その他区内施設に入所する子ども、保護者及び施設職員等の関係者

(イ) 虐待調査

被措置児童虐待の発見者からの通告や子どもの訴えを受理し、事実確認等の調査を実施し対象の施設等において改善措置が取られるよう指導します。

(ウ) 港区児童福祉審議会への出席

港区児童福祉審議会より指名された場合は、指名に応じ出席します。

ウ 専門研修の実施

(ア) 対象者

港区児童相談所職員、保育士等の子どもと関わる者や港区職員

(イ) 研修内容

年4回程度に分けて、アドボカシーに関する研修や、虐待発生時における初動対応やその後の調査部署との連携方法及び適切な調査方法についての研修を実施します。

(3) 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

※契約は、単年度となります。なお、令和12年度までの契約については、適正な事業運営がなされていると認められる場合に限り、事業候補者として推薦します。

(4) 事業規模

8,625,100円（税込）までとします。

※この金額は契約時の予定額を示すものではなく、事業の規模を示すためのものであることに留意してください。また、提案は上記金額を超えないものとします。なお、事業規模を超えての提案を行った場合は、失格とします。

3 参加資格

本件プロポーザルに参加する者（以下「プロポーザル参加者」という。）の参加資格要件は、以下の要件を全て満たす者とします。各要件は、参加表明書提出日を基準日とします。

また、共同事業体を結成し、参加申請する場合、構成する全ての事業者が参加資格に該当することが必要です。

なお、港区は、本件プロポーザルの実施期間中又はプロポーザルによる選考後契約締結日までの間においていずれかの要件を欠くこととなった者に対して、プロポーザルの参加資格を取消し、又は契約を締結しない場合があります。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当する者でないこと。
- (2) 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法第154号）第17条1項に基づき更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形または小切手が不渡りになったとき等。）ないこと。
- (3) 港区競争入札参加有資格者指名停止措置要綱（平成16年7月30日16港政契第238号）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 港区の契約における暴力団等排除措置要綱（平成24年1月26日23港総契第1157号）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (5) 区外事業者がプロポーザルに参加する場合、原則として区内事業者と共同すること。共同事業体を構成する（代表企業ではない）構成員のみ区内事業者であった場合、または、やむを得ず、区外事業者のみで参加申請する場合は、区内事業者優遇に係る加点の対象とはなりません。
- (6) 「別紙1 仕様書」に記載している業務を適切に遂行することが可能な豊富な実績と運営・実施体制を有していること。

※(6)の区外事業者の区内事業者との共同

港区では、区が発注する契約において、区内事業者の受注機会の拡大を図る取組を推進しており、区外事業者がプロポーザルに参加する場合、「区内事業者と共同すること」を参加条件としています。区内事業者が単独で参加したとき、又は、区内事業者と区外事業者で共同事業体を構成して参加した場合に代表企業が区内事業者であるとき、一次審査において、評価点を優遇します（※詳細は、【別紙2】港区子どもの意見表明支援

等業務委託事業候補者選考基準を参照してください。)。

4 選考スケジュール（予定）

事項	日程
募集要項の公表・配布期間	令和7年12月23日（火）から 令和8年1月27日（火）午後5時まで
募集要項に対する質問受付期限	令和8年1月6日（火）午後5時まで
質問一斉回答	令和8年1月13日（火）
参加表明書・企画提案書等提出期限	令和8年1月27日（火）午後5時まで
第一次審査（書類審査）結果通知	令和8年2月12日（木）
第二次審査（プレゼンテーション及び ヒアリング）	令和8年2月24日（火）（予定）
第二次審査結果通知	令和8年2月27日（金）（予定）
契約手続き	令和8年3月19日（木）以降
業務委託開始	令和8年4月1日（水）

5 配布書類等

（1）配布場所

「13 担当・連絡先」の記載のとおり

※配布書類は、港区ホームページからダウンロードが可能です。

（2）配布期間等

ア 窓口配布期間

令和7年12月23日（火）から令和8年1月27日（火）まで

※午前9時から午後5時まで（土・日・祝日を除く）

イ ホームページ掲載期間

令和7年12月23日（火）から令和8年1月27日（火）まで

（3）配布書類

プロポーザル実施関係

- ① 港区子どもの意見表明支援等業務委託事業候補者募集要項
- ② 【別紙1】仕様書
- ③ 【別紙2】港区子どもの意見表明支援等業務委託事業候補者選考基準

提出資料関係

- ① 【様式1】質問書
- ② 【様式2】参加表明書兼参加資格審査申請書
- ③ 【様式3】共同事業体構成書
- ④ 【様式3-2】共同事業体協定書兼委任状

- ⑤ 【様式3－3】委任状
- ⑥ 【様式4】事業者概要及び業務実績
- ⑦ 【様式5】管理者及びスーパーバイザーの経歴及び専任性
- ⑧ 【様式6】スケジュール及び進行管理について
- ⑪ 【様式7】基本理念について
- ⑫ 【様式8】子どもアドボカシーについて
- ⑬ 【様式9】被措置児童等虐待調査について
- ⑭ 【様式10】専門研修について
- ⑮ 【様式11】事業の実施体制について
- ⑯ 【様式12】プロポーザル参加辞退届

6 質問書の受付・回答

(1) 受付期限

令和8年1月6日（火）午後5時

(2) 受付方法

【様式1】質問書に必要事項と質問を記入の上、「13 担当・連絡先」までメールで提出してください。提出する場合は、送信未達を防ぐため、必ず確認の電話を入れてください。

(3) 回答方法

令和8年1月13日（火）に、全ての質疑に対する回答書を港区ホームページで公表します。なお、回答の際、質問者は公表しません。また、意見の表明と解されるものや質疑の内容（質問内容が不明瞭なもの等）によっては回答しない場合があります。

7 企画提案書等の提出

(1) 提出受付期間

令和7年12月23日（火）から令和8年1月27日（火） 午前9時から午後5時まで
※正午から午後1時を除く。

※事前に電話予約の上、来所してください。

(2) 提出先・提出先

「13 担当・連絡先」の記載のとおり

(3) 提出方法

直接担当まで持参してください。

(4) 提出資料

- ① 【様式2】参加表明書兼参加資格審査申請書
※②～⑤は、共同事業体を結成し、参加申請する場合に提出。
- ② 【様式3】共同事業体構成書 ※該当する場合のみ提出
- ③ 【様式3－2】共同事業体協定書兼委任状 ※該当する場合のみ提出
- ④ 【様式3－3】委任状 ※該当する場合のみ提出
- ⑤ 登記簿謄本 ※該当する場合のみ提出
- ⑥ 定款または寄付行為（最新のもの）
- ⑦ 加点対象となる地域貢献活動項目がある場合は、各項目指定の提出書類

※該当する場合のみ提出。【別紙2】港区子どもの意見表明支援等業務委託事業候補者選考基準参照。

⑧ 【様式4】事業者概要及び業務実績

※共同事業体を結成し、参加申請する場合は、構成する全ての事業者について提出してください。

⑨ 【様式5】管理者及びスーパーバイザーの経歴及び専任性

⑩ 【様式6】スケジュール及び進行管理について

⑪ 【様式7】基本理念について

⑫ 【様式8】子どもアドボカシーについて

⑬ 【様式9】被措置児童等虐待調査について

⑭ 【様式10】専門研修について

⑮ 【様式11】事業の実施体制について

⑯ 【様式12】プロポーザル参加辞退届

※該当する場合のみご提出ください。

⑰ 【様式自由】見積書

I 応募申込書類

資料番号	提出書類	様式	提出部数	
			正本	副本
1	参加表明書（兼）参加資格審査申請書	様式2	1	-
	<共同事業体を結成し、参加申請する場合>	-		
	ア 共同事業体構成書	様式3		
	イ 共同事業体協定書兼委任状	様式3-2	1	-
	ウ 委任状（代理人が契約権限を有する場合のみ）	様式3-3		
2	登記簿謄本	-		
	定款又は寄付行為（最新のもの）	-	1	-
3	地域貢献活動項目（該当する場合のみ提出） 加点対象となる地域貢献活動項目がある場合は、各項目指定の提出書類 ※【別紙2】港区子どもの意見表明支援等業務委託事業候補者選考基準を参照。	-	1	-
4	事業者概要及び業務実績 ※共同事業体を結成し、参加申請する場合は、構成する全ての事業者について提出してください。 ア 事業者の概要	様式4	1	7
	イ 業務実績			
5	管理者及びスーパーバイザーの経歴及び専任性	様式5	1	7
6	スケジュール及び進行管理について	様式6	1	7

II 事業提案書

提出書類	様式	提出部数	
		正本	副本
(1) 基本理念について	-		
ア 子どもの権利擁護に関する理解	様式7-(1)ア	1	7
イ 本事業に関する理解	様式7-(1)イ		
(2) 子どもアドボカシーについて	-		
ア 管理者やスーパーバイズ体制	様式8-(2)ア		
イ 聴き取りの環境・交流形式	様式8-(2)イ	1	7
ウ 聴き取り後の対応方法	様式8-(2)ウ		
エ 職員配置の考え方	様式8-(2)エ		
(3) 被措置児童等虐待調査について	-		
ア 聴き取りの手法	様式9-(3)ア		
イ 聴き取り後のフロー	様式9-(3)イ		
(4) 専門研修について	-		
ア 研修の内容	様式10-(4)ア	1	7
(5) 事業の実施体制について	-		
ア 人材確保・育成	様式11-(5)ア		
イ 個人情報の管理	様式11-(5)イ		
ウ 緊急時の体制	様式11-(5)ウ		
(6) 見積書	様式自由	1	7

(5) 提出部数

- ア 提出資料①から⑦ 1部
- イ 提出資料⑧から⑯ 正本1部、副本7部

※提出資料⑧から⑯は順番に重ねて、ファイルに綴じてください。正本1部は表紙に事業者名を記入し、副本7部については事業者名を記入しないでください。また、全ての提案書等の中には、事業者名（協力事業者名を含む。）を特定する事項（社名、マーク等）

を記入しないでください。

ウ 提出資料（正本）データを格納したCD-R等 1枚

※CD-R等表面には社（者）名を記入してください

（6）留意事項

ア 各資料は原則A4判タテ1枚（両面可）、字フォントはBIZ UD 明朝 Medium、文字ポイントは11pt 以上で作成（別に指定のあるもの、所定様式が定められているもの、様式自由の書類、パンフレット類を除く。）し、I 応募申込書類、II事業提案書をそれぞれ1つのファイル（2穴ファイル）に左綴じにしてください。

イ 副本は、すべてのページ（表紙を含む。）に、事業者名（協力事業者名を含む。）を特定できる部分（社名、マーク等）をマスキング（黒塗り）の上、提出してください。

ウ I 応募申込書類を綴ったファイルの表紙と背表紙には「港区子どもの意見表明支援等業務委託事業候補者応募申込書類」と記入してください。また、表紙に「事業者名」を記入してください。

エ II事業提案書を綴ったファイルの表紙と背表紙には「港区子どもの意見表明支援等業務委託事業候補者事業提案書」と「正本」「副本」の別を記入してください。また、正本には、表紙に「事業者名」を記入してください。

オ ファイルの中には、資料番号の小見出し（インデックス）をつけてください。

カ 電子媒体（CD-R）に格納する提出書類（電子ファイル）は、区が提示する様式（押印を要する様式を除く）については日本マイクロソフト株式会社製「Word」又は「Excel」を使用し、このほかの提出書類は、Adobe 社製「PDF」を使用してください。また、電子媒体の表面には「港区子どもの意見表明支援等業務委託事業候補者応募申込書類・事業提案書」及び「事業者名」を表示してください。

8 事業候補者の選考と審査

【別紙2】港区子どもの意見表明支援等業務委託事業候補者選考基準のとおりです。

9 提案に当たっての注意事項

（1）次の各号に該当する場合は、提出書類が無効となる場合があります。

- ① 提出方法、提出先、提出期間に適合しないもの
- ② 記入すべき事項の全部または一部が記載されていないもの
- ③ 虚偽の内容が記載されているもの
- ④ この要項に定める手続き以外の手法により、選考委員又は関係者にプロポーザルに対する助言等を直接または間接的に求めた場合

（2）本提案に要する費用、旅費その他業務に関する一切の費用は、応募事業者の負担とします。

（3）提出書類等の返却はいたしません。

（4）提出受付期間終了後の提出書類等の差替え及び再提出は認めません。

（5）質問受付終了後は、本業務に関する質問は一切受け付けません。

（6）提出された企画提案書は、選考作業に必要な範囲において、複製することがあります。

- (7) 選考された企画提案書に係る著作権は作成者に帰属し、港区は無条件でその使用権を持つものとします。
- (8) 企画提案書に記載した業務責任者は、病気・死亡等極めて特別な場合を除き変更することができません。
- (9) 港区は、事業候補者の提案に拘束を受けないものとします。
- (10) 参加表明後にプロポーザル参加辞退する場合は、プロポーザル参加辞退届を提出してください。
- (11) 区が必要と認める場合には、追加書類の提出を求めます。

10 その他

- (1) プロポーザル参加者は、本業務その他により知り得た個人情報及び資料、その他守秘すべき情報を他に漏らしてはなりません。
- (2) プロポーザル参加者は、業務の遂行に際して、港区の情報資産を取扱う案件については、港区情報安全対策指針を遵守してください。また、プロポーザル参加者は、港区が実施する港区情報安全対策指針の遵守状況に関する点検作業に 応じるものとします。点検作業には、情報セキュリティにおいて問題が発生した場合の検査、あるいはセキュリティ監査等が該当します。
- (3) プロポーザル関連書類作成のために港区が配布した資料等は、港区の許可なく公表・使用することはできません。
- (4) 本業務への参加申込事業者が1者の場合であっても、各審査を実施します。
- (5) プロポーザルの参加に当たりプロポーザル参加者に生じた損害等について港区は一切その責を負いません。
- (6) メール送信時の通信事故については、港区はいかなる責任も負いません。
- (7) 公正なプロポーザル選考が確保できないと判断した場合は選考を中止することがあります。
- (8) 業務委託に要する費用は、令和8年度予算として成立した額の範囲での契約となります。
- (9) 港区は、事業候補者と契約を締結するにあたり、港区契約事務規則（昭和39年港区規則第6号）第39条の2の規定に基づき港区業者選定委員会に推薦し、審議を経ます。審議の結果によっては契約を締結しない場合があります。
- (10) 虚偽申請等不正行為が発生した場合は、事業候補者の取消、指名停止（登録事業者のみ）等のペナルティを課します。
- (11) プロポーザル方式による選考後、事業開始前までに事業候補者と業務内容、運営の詳細、契約条件等について協議し決定します。また、事業開始後も適正な運営を図るため、港区と事業者は定期的に協議を行います。

11 選考結果の公表について

本業務の選考過程の情報は、全て区政情報です。区政情報は、「港区情報公開条例」の定めるところにより、原則公表です（ただし、同条例第5条に定めるものを除く。）。事業候補者として選考された場合には、事業候補者選考過程と合わせ、提出された企画提案書を原則として区ホームページで公表します。企業秘密に関する記載があるなど、提

案書原本の公表が難しい場合は、概要版の作成を依頼します。

12 開示請求

提出された提案書等は、港区情報公開条例の規定による開示請求の対象公文書となり、開示決定される場合があります。提出された提案書の一部又は全部を、著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物として、同法第18条第3項第3号前段かっこ書きに規定する意思表示をする場合には、提案書等に意思表示する旨及び該当箇所を明記してください。ただし、開示、非開示の判断は、提出していただいた提案書等の記載事項に基づき行うものではなく、提案書等を参考に、同条例に基づき港区が客観的に判断します。

13 担当・連絡先

〒105-8511 港区芝公園1-5-25

港区子ども家庭支援部子ども政策課子ども政策推進係（区役所7階）

担当 榊原・松見・島田

電話：03-3578-2679

メール：minat0119@city.minato.tokyo.jp